


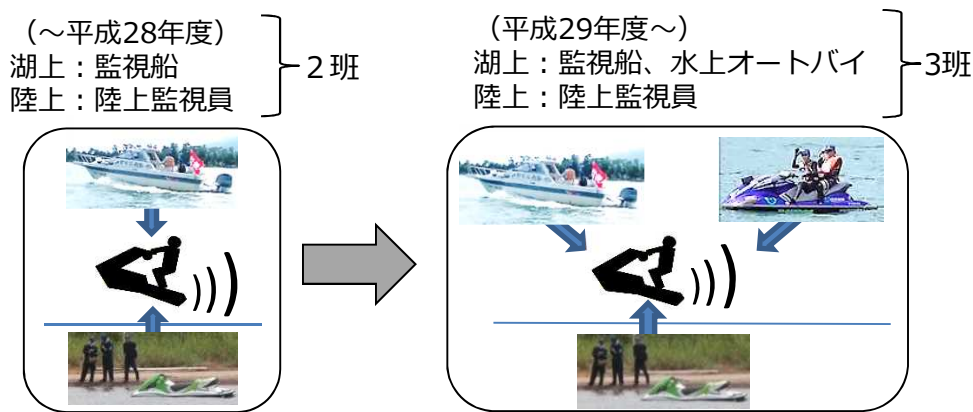


令和2年度 プレジャーボートの違反航行に対する指導・警告、停止命令について  
(令和2年8月末時点)

■滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（琵琶湖ルールのうち以下のルール1～3）に基づき、琵琶湖におけるプレジャーボートの適正な利用を推進するとともに、近年の利用状況に鑑み、違反行為について監視・取締の体制を強化している。

<p><b>ルール1</b></p> <p>プレジャーボートの航行規制水域での航行禁止</p>  <p>※平成15年4月～</p>	<p><b>ルール2</b></p> <p>従来型2サイクルエンジンの使用禁止</p>  <p>※平成23年4月～完全実施</p>	<p><b>ルール3</b></p> <p>プレジャーボートの適合証の表示義務</p>  <p>※平成24年10月～</p>
--	--	---

監視・取締における取締体制の強化について



航行規制水域での悪質な違反航行に対し、**停止命令書**を交付

- 平成29年度 **4件**  
(平成19年度以来10年ぶり)
- 平成30年度 **4件**
- 令和元年度 **0件**
- 令和2年度 **2件**

■令和2年度は、5月から8月末にかけて連休や夏季シーズンの日曜日を中心に20回監視船による監視・取締を実施した。プレジャーボート利用者が特に多い7月、8月の日曜日においては、水上オートバイを借用し、3班体制とすることで、監視・取締を実施した。

■航行規制水域違反者に対する指導・警告数は84件であった。

従来型2サイクルエンジンの使用禁止違反について

■琵琶湖での従来型2サイクルエンジン艇の使用は近年みられず、令和2年度においても航行を確認していない。

適合証の表示義務違反について

■近年、適合証の表示義務は利用者に浸透しており、令和2年度は適合証非表示艇はほとんど確認していない。

関係機関との合同啓発について

- ①【雨天中止】7月25日（日）近江舞子南浜から北比良における合同啓発  
参加予定機関：日本小型船舶検査機構
- ②8月9日（日）近江舞子南浜から北比良における合同啓発  
参加機関：日本小型船舶検査機構、PWC安全協会

## 令和2年度航行規制水域の違反行為に対する指導・警告について

○航行規制水域の違反行為に対する指導・警告数(令和2年8月末時点)

	柳が崎	蓬萊・ 八屋 戸・ 松の浦	北比良・ 近江舞子 ・北小松	彦根	吉川	赤野井	湖北	その他	合計
5月	0	0	7	0	0	0	0	0	7
6月	0	0	11	0	0	0	0	0	11
7月	0	0	9	0	0	0	0	0	9
8月	0	0	25(32)	0	0	0	0	0	25(32)
合計	0	0	52(32)	0	0	0	0	0	52(32)

( )内の数字は水上オートバイによる指導・警告件数(外数)